

令和元年5月1日改正

令和3年4月1日改正

新潟市西区配食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項の規定に基づき、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域のネットワークを活用した配食サービスを提供することにより、高齢者の栄養改善と自立支援を図り、併せて安否の確認を行い高齢者の状況を定期的に把握し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、事業実施地域に住所を有する65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障害、疾病その他の理由により、食事の調理が困難な者又は栄養改善が必要な者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみ世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める世帯

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配食サービス

調理した食事（夕食）を訪問により提供するものとする。併せて容器の回収も行う。

（２）安否の確認

訪問の際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡等を行うものとする。

（実施日）

第５条 事業の実施日は、毎週月曜から金曜日とし、利用回数は週３回以内とする。

ただし、当該曜日が、次の各号の一つに該当する場合は、休業とする。

（１）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（２）１月２日及び１月３日並びに１２月２９日から１２月３１日まで

（利用申請）

第６条 配食サービスを受けようとする対象者は、新潟市西区配食サービス利用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用決定等）

第７条 市長は、前条に定める申請があった場合、内容を審査し、その結果を新潟市西区配食サービス利用（決定・却下）通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定により配食サービスの利用を決定したときは、新潟市西区配食サービス事業実施依頼書（様式第３号）により、受託事業者に依頼することができる。

（利用停止及び変更）

第８条 利用者は、配食サービスの利用を停止し、又はその内容を変更しようとするときは、原則として利用の停止又は内容の変更を希望する日の３日前までに、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

２ 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用の停止又は内容の変更をするものとする。

（利用の中止）

第9条 利用者は、配食サービスの利用を中止しようとするときは、原則として利用を中止する日の3日前までに配食サービス利用中止届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）を市長に対し、提出しなければならない。

2 市長は、利用者から前項の規定による届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用を中止させる。

3 市長は、第1項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、利用者に対する配食サービスを中止させることができる。この場合において、市長は、中止通知書（様式5号）を利用者に交付するものとする。

（利用者の負担）

第10条 利用者は、事業の実施に必要な食材料費及び調理費相当分として400円を負担するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（新潟市配食サービス事業実施要領及び新潟市黒埼地区在宅高齢者配食サービス事業実施要綱の廃止）

2 新潟市配食サービス事業実施要領（平成6年10月1日施行）及び新潟市黒埼地区在宅高齢者配食サービス事業実施要綱（平成13年1月1日施行）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に新潟市配食サービス事業実施要領第10条及び新潟市黒埼地区在宅高齢者配食サービス事業実施要綱第7条の規定による利用の決定を受けている者は、

なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新潟市西区配食サービス利用申請書

申請日 年 月 日

(申請先) 新潟市長

申請者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

配食サービス利用について、次のとおり申請します。

区分・希望日	・ 新規 (年 月 日から) ・ 変更 (年 月 日から)					
利用者氏名 生 年 月 日 (男・女)	生年月日 年 月 日 年 齢	M	T	S	年 月 日 (歳)	
利用者住所 電 話 番 号	〒 _____ 電話 ()					
利用希望日 希望業者名 (希望する曜日に○を記入してください。)	事 業 者 名	月	火	水	木	金
世帯区分 (該当する番号を○で囲んでください)	1 65歳以上の単身世帯 2 65歳以上の高齢者のみ世帯 3 その他()					
緊 急 連 絡 先	第 1 通 報 先	氏名	利用者との関係			
		住所	電話			
	第 2 通 報 先	氏名	利用者との関係			
		住所	電話			
	第 3 通 報 先	氏名	利用者との関係			
		住所	電話			
※緊急連絡先については、近隣の方や親族等確実に連絡がとれる方を記入してください。						
私は、新潟市に西区配食サービスを利用するため、必要があるときは、この申請書の記載内容を、サービス提供事業者提供することに同意します。 また、各緊急連絡先から連絡先の情報提供について承諾を得ています。						
利用者氏名						
担 当 記 入 欄	事業者 () に 月 日実施体制が確保できるかどうかの確認をし承諾を得ています。担当者 _____					

※ 太線内を記入してください。

様式第3号

新潟市西区配食サービス事業実施依頼書

新西健第 号
年 月 日

受託業者各位

新潟市長
(担当：西区健康福祉課)

新潟市西区配食サービス事業実施要綱に基づき、別紙申請書の者の配食サービス利用について事業の実施を依頼します。

新潟市西区配食サービス利用中止届出書

年 月 日

新潟市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

配食サービス利用の中止について、次のとおり届出をいたします。

利 用 者	氏 名		生年月日 年 齡	M T S 年 月 日 (歳)
	住 所	〒 電話番号		
	中 止 日	年 月 日から		
理 由 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 辞退 2 対象者ではなくなった 3 長期不在 4 その他			
備 考				

新潟市西区配食サービス利用中止通知書

新西健第 号
年 月 日

届出者 様

新潟市長
(担当：西区健康福祉課)

配食サービス利用の中止について、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏名		生年月日 年 月 日	M T S 年 月 日 (歳)
	住所	〒 電話番号		
	中止日	年 月 日から		
理由				

